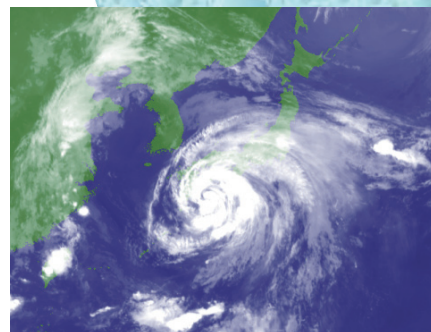


浸水被害から県民の命と生活を守る 「総合治水」の推進を目指して

～総合治水条例の概要～



兵庫県



水は、

命の源として、私たちに恵みとうるおいをもたらし、古来から生活を支えている。

一方で、水は、時として氾濫し、私たちの生活に大きな影響を与えている。

(条例前文冒頭)

これまでの治水は、雨水を河川等に集めて、早く安全に流すことを基本とし、河川における対策として、ダム、堤防等の設置、河道の拡幅等の整備を進め、下水道における対策として雨水を排水するための管渠(きょ)等の整備を進めることにより行われてきた。

しかし、河川の上流の周辺では開発が進行して雨水が流出しやすくなり、河川の下流の周辺では高度な都市化が進行して大きな被害が生じやすくなるとともに、近年、台風に伴う大雨のみならず、局地的に集中する大雨が多発することで、従来よりも浸水による被害が拡大している。

こうした状況のもと、これまでの治水対策に加え、地域における特性及び課題に着目し、流域全体で雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる対策及び浸水が発生した場合における被害の軽減を図る対策を効果的に組み合わせる総合治水の必要性が高まっている。

このため、総合治水の基本理念を明らかにするとともに、総合治水に関する施策を定め、もって県、市町及び県民が協働して総合治水を推進することを目的として、この条例を制定する。

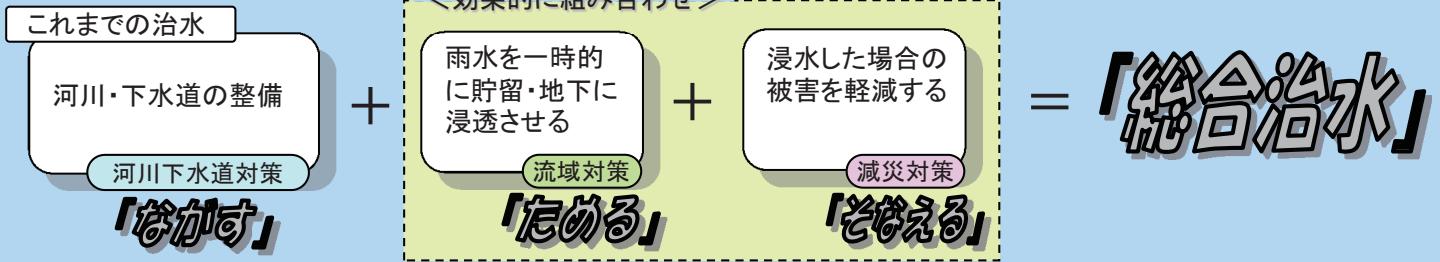
(条例前文)

これまでの治水は、「降った雨水は河川に集めて、早く安全に流す」ことを基本とし、川幅を広げたり、雨水管を設置する等の工事を進めてきました。 **河川下水道対策**

一方、開発や都市化の進行、多発する局地的大雨により、従来よりも雨水の流出が増え、浸水による被害が拡大しています。

そこで、これまでの治水対策だけではなく、雨水を一時的に貯留・地下に浸透させる **流域対策** や、浸水してもその被害を軽減する **減災対策** を組み合わせた『総合治水』に取り組むことが重要となっています。

<効果的に組み合わせ>



総合治水条例の目的

- ✔ 総合治水の基本理念を明らかにする
- ✔ 総合治水に関する施策を定める
- ✔ 県・市町・県民が協働して総合治水を推進する

総合治水条例の構成

- 総則(第1条～第5条)
- 地域総合治水推進計画(第6条・第7条)
- 河川下水道対策(第8条・第9条)
- 流域対策(第10条～第37条)
 - 調整池の設置及び保全(第10条～第20条)
 - 土地等の雨水貯留浸透機能(第21条～第25条)
 - 貯水施設の雨水貯留容量の確保(第26条～第30条)
 - ポンプ施設との調整(第31条～第35条)
 - 遊水機能の維持(第36条)
 - 森林の整備及び保全(第37条)
- 減災対策(第38条～第50条)
 - 浸水に関する情報(第38条～第41条)
 - 浸水による被害の軽減のための体制の整備(第42条・第43条)
 - 建物等の耐水機能(第44条～第49条)
 - 浸水による被害からの早期の生活の再建(第50条)
- 県民相互及び他の行政機関との連携(第51条～第54条)
- 罰則(第58条～第61条)
- 雑則(第55条～第57条)
- 附則

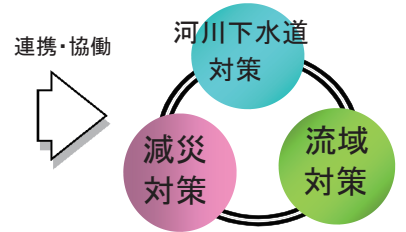
総合治水条例の特徴

- ✔ 総合治水の推進に関するあらゆる施策を示した上で、**県・市町・県民の責務を明確化**
- ✔ 知事は、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、河川の流域や地域特性等から県土を11の「計画地域」に分け、各計画地域において「**地域総合治水推進計画**」を策定することを規定
- ✔ 雨水の流出量が増加する一定規模以上の開発行為を行う開発者等に対し、「**重要調整池**」の設置等を義務化し、違反時の命令・罰則を規定

総則（第1条～第5条）

- 総合治水は、**河川下水道対策** **流域対策** **減災対策** を組み合わせることにより、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水被害を軽減することを目的として推進します。
- 総合治水は県・市町・県民が、相互に連携し、協働して推進します。
- 総合治水は、環境の保全と創造に配慮して推進します。

県の責務	総合治水に関する総合的・計画的な施策の策定・実施
市町の責務	各地域の特性を生かした施策の策定・実施
県民の責務	・雨水の流出抑制と浸水発生への備え ・行政が実施する総合治水に関する施策への協力



地域総合治水推進計画（第6条） 総合治水推進協議会（第7条）

- 県は、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、**計画地域ごとに総合治水推進計画**（以下「推進計画」）を策定しました。
- 各推進計画を策定・見直しするときは、計画地域ごとに設置する**総合治水推進協議会**の意見を聴きます。
- 総合治水推進協議会は、知事が指名する者で構成します。
〔構成する者の例：計画地域を管轄区域に含む市町長、関係行政機関の職員、計画区域の住民〕

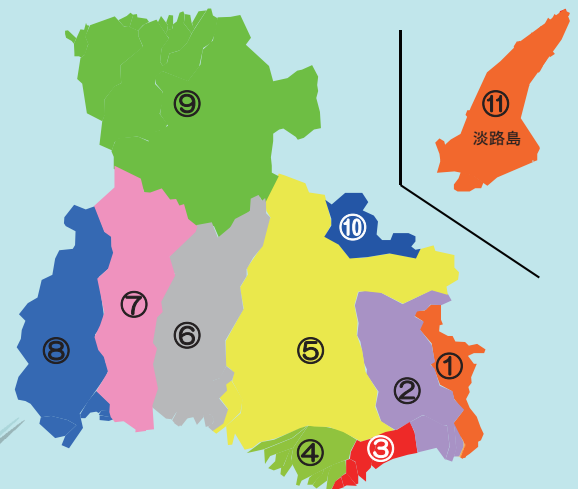
推進計画に定める事項

- ① 総合治水の基本的な目標に関する事項
- ② 総合治水の推進に関する基本的な方針
- ③ ダム、堤防、管渠等の整備に係る事項その他河川下水道対策に関する事項
- ④ 以下の施設に関する事項その他流域対策に関する事項
 - ・調整池（第10条～第20条）
 - ・雨水貯留浸透機能を備えるべき施設（第21条～第25条）
 - ・貯水施設（第26条～第30条）
 - ・ポンプ施設（第31条～第35条）
- ⑤ 耐水機能を備えるべき施設（第44条～第48条）に関する事項その他減災対策に関する事項
- ⑥ 環境の保全と創造への配慮に関する事項
- ⑦ その他総合治水を推進するにあたって必要な事項



推進計画の策定単位となる「計画地域」

- 流域を基本とし、県民生活・産業・地域の特性を考慮して次のとおり知事が定めています。



<計画地域の名称、地域に属する代表的な河川及び市町>

① 阪神東部	猪名川(尼崎市、伊丹市他)	⑦ 西播磨東部	揖保川(たつの市、宍粟市他)
② 阪神西部	武庫川(尼崎市、西宮市他)	⑧ 西播磨西部	千種川(赤穂市、佐用町他)
③ 神戸	新湊川(神戸市)	⑨ 但馬	円山川(豊岡市、養父市他)
④ 神明	明石川(神戸市、明石市)	⑩ 丹波東部	竹田川(篠山市、丹波市)
⑤ 東播磨 ・北播磨・丹波	加古川(加古川市、西脇市他)	⑪ 淡路	三原川(洲本市、淡路市他)
⑥ 中播磨	市川(姫路市、市川町他)		

地域総合治水推進協議会



①～⑪の「計画地域」
各々で協議

河川の整備及び維持（第8条・第53条）

県 ■ 次により、河川の整備、維持を行います。

- ① ダムの設置、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の様々な対策を計画的に、かつ効果的に組み合わせて実施
- ② 大雨が予想される場合は、操作規則に基づきダムから放流を行うこと等のダムその他の河川管理施設※の適正な管理 ※河川法3条2項
- ③ 河川内の樹木、土砂等の流水の妨げとなる物の撤去等の実施
- ④ 降雨による氾濫により過去に著しい浸水被害が発生した河川では、同様の降雨があったときにおいても、浸水被害を軽減できるよう、河道の拡幅、堤防の補強等の実施
- ⑤ 下流に比べて流下能力が著しく低い箇所がある河川では、流下能力を向上させるため、河床の掘削等の実施



上：引原ダム（宍粟市）
下：武庫川（三田市）



■ 河川の整備、維持に当たっては、次のことに特に留意します。

- ① 貴重な動植物の生息環境・生育環境の保全に努めること
- ② 流域の歴史・文化への配慮に努めること
- ③ 景観との調和に努め、県民が河川に親しむ空間の確保に努めること

■ 知事が管理するもの以外の河川において、河川の整備・維持に当たっては、その河川管理者（市町等）に対して、上記と同様の事項を実施、留意するよう求めます。
（第53条 河川管理者との連携）



「ひょうご・人と自然の川づくり」の基本理念・基本方針
（平成8年 県策定）

県の取組事例

河川改修事業



平成16年台風23号による大雨で被災した洲本川
（左：被災直後 右：事業実施後）

- 川幅が狭く、氾濫するおそれがある箇所や、降雨による増水等で堤防が決壊した箇所等において、「河川整備計画」等に基づき、河道拡幅や河床掘削、堤防強化等様々な河川改修事業を実施しています。
- 総合治水を推進する中で、河川（下水道）対策は重要な「柱」の一つであり、引き続き、これらの事業実施に取り組みます。

下水道の整備及び維持（第9条・第54条）

県 ■ 流域下水道※¹について、管渠・ポンプ施設等の整備・維持を行います。

■ 公共下水道※²又は都市下水路※³を管理する市町に対して、浸水被害の発生状況を勘案し、管渠、貯留施設の整備及び維持を行うよう求めます。（第54条 下水道管理者との連携）

※¹ 下水道法2条4号

※² 下水道法3条1項

※³ 下水道法26条1項



雨水貯留管
（左：西宮市 上：伊丹市）

調整池の設置及び保全（第10条～第20条）

調整池の設置

開発行為をしようとする者（開発者）

- 開発行為（土地の形質を変更する行為）によって、周辺地域に浸水被害を発生させる可能性が高まると認められる場合に、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する「調整池」*を設置するようしなければなりません。

*浸水被害を発生する可能性を減らすために必要かつ相当な機能を有しているもの

なかでも…

開発行為の規模が1ヘクタール(ha)以上かつ、周辺地域に浸水被害を発生させる可能性が高まると認められる開発行為をしようとする場合

開発者

- **あらかじめ、開発の内容***を、**知事に届け出なければなりません。** 

*氏名、住所、開発行為を行う土地の所在、開発行為の目的、調整池設置に関する計画等

- 技術的基準に適合する調整池（『**重要調整池**』）を**設置しなければなりません。** 

- 調整池を**設置したときは、知事に届け出なければなりません。**

（**県** ■ 届出のあった調整池が『**重要調整池**』であるか（技術的基準に適合する調整池であるか）を**検査し、重要調整池と認めるときは告示します。**）


重要調整池の所有者等


- 重要調整池の機能を維持するため、**適正な管理をしなければなりません。** 

〔注〕知事は、公益上の理由等が認められるときは、管理する義務を免除することができます。

- 重要調整池の機能が失われたときや、所有者等が変更したときには、**知事への届出が必要となります。**


県

- **（重要調整池の設置）（印）に違反したときは、（重要調整池の設置・適正な管理）を**命令**することができます。** **（重要調整池の設置・堆積土砂の撤去等の調整池の機能を維持するための必要な措置を講ずべきこと）**

- 上記規定に関して、開発行為の対象である土地等に**立ち入り、所有者等の帳簿書類等を検査し、関係者に質問**することができます。（第55条） 


罰則（第58条～第61条）

（それぞれ以下の罰則が科せられることがあります。）

 **（重要調整池の設置・適正な管理）**に関する知事の命令に従わない場合




1年以下の懲役又は50万円以下の罰金

 **（虚偽の届出（開発行為前の届出）・虚偽の陳述（立入検査））**



30万円以下の罰金

 **（届出をしない（開発行為前の届出）・立入検査の拒否、忌避、陳述をしない）**



20万円以下の罰金

・違反者だけでなく、法人やその代表者に対しても上記の罰則が科せられることがあります。

調整池の保全

調整池の所有者等

- 調整池(重要調整池を除く。)*の雨水流出を抑制する機能を維持するため、**適正に管理**するようにならなければなりません。*条例施行以前に設置されたものを含む。

- 県** 推進計画に定めた等、特に必要と認める調整池を、所有者の同意を得て、『**指定調整池**』として**指定**します。

指定調整池

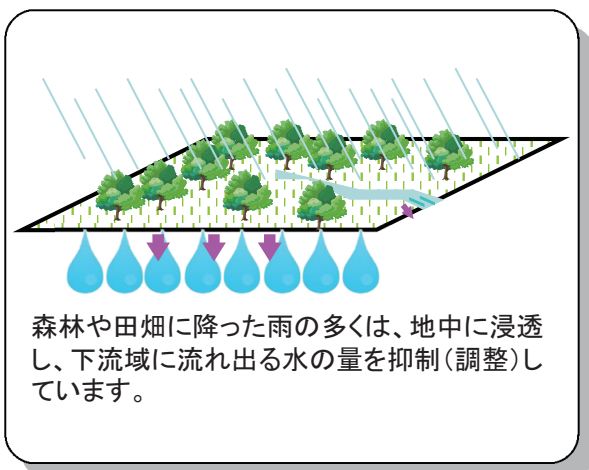
- 所有者等は雨水の流出を抑制する機能を維持するため、**適正に管理**しなければなりません。
- 雨水流出抑制機能が喪失したときや、所有者等を変更したときは、**知事への届出**が必要となります。



調整池(神戸市内)

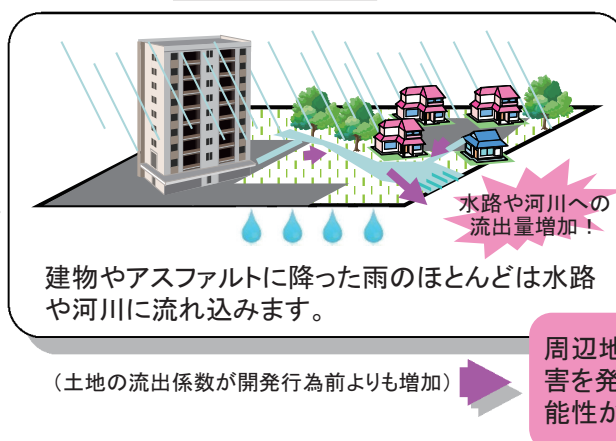
[注]知事は、公益上の理由等があるときは、指定調整池の指定を解除することができます。

開発行為前

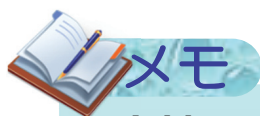
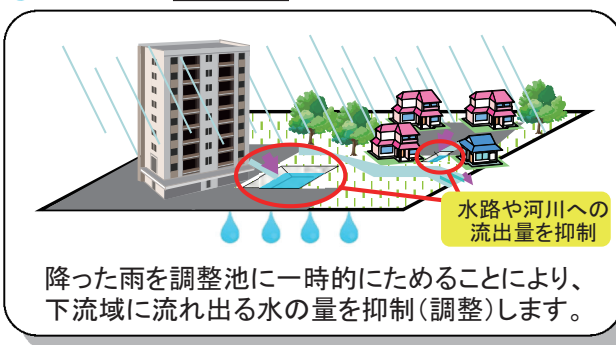


開発行為後

調整池を設置しなかった場合



調整池を設置した場合



土地の利用形態で変わる“治水の効果”(流出係数)

- 流域に降った雨水はその全部が河川に流出するわけではなく、一部は蒸発し、また地下に浸透します。
- 雨水がどれぐらい地下に浸透するかは土地の利用形態で異なり、地下に多く浸透するほど、流出量を抑えることができます。
- 降った雨水に対する、流出する割合を「流出係数」といい、調整池を設置する必要があるかどうかを判断する基準です。

(土地利用形態)	(流出係数)	(流出量)
河川等 [水を流出させるために利用されている土地]	1.0	多い
宅地等 [樹林地または草地でない土地]	0.9	
ゴルフ場等 [平らでない草地]	0.8	
山林・水田等 [平らでない樹林地・雨水を一時的に貯め、流出を抑制する効果がある土地]	0.7	
原野等 [平らな樹林地または草地]	0.6	

*詳しくは総合治水条例施行規則をご覧ください。

土地等の雨水貯留浸透機能（第21条～第25条）

土地・建物等の所有者等

■ 次の所有者等は、各々の方法により新たに雨水貯留浸透機能を備え、維持するようにならなければなりません。

校庭、公園、駐車場その他の広い土地を利用した施設

・ 四方に雨水を貯留するための壁を設置
・ 雨水を浸透させる舗装の施工 等

庁舎、病院、体育館その他の大規模な建物又は工作物

敷地、地下に雨水を貯留する設備を設置 等

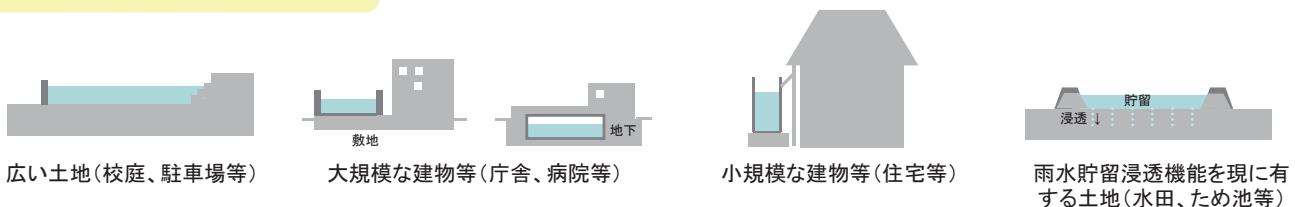
住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物

簡易な雨水貯水槽の設置 等

水田、ため池その他の雨水貯留浸透機能を現に有する土地

水田に堰板を設置、ため池の土手を高くする等により、雨水貯留浸透機能を高めるとともに、その機能を維持

■ 雨水貯留浸透機能のイメージ



広い土地（校庭、駐車場等）

大規模な建物等（庁舎、病院等）

小規模な建物等（住宅等）

雨水貯留浸透機能を現に有する土地（水田、ため池等）

県

■ 推進計画に定めた等、雨水貯留浸透機能が特に必要と認める土地・建物等を、所有者等の同意を得た上で、『**指定雨水貯留浸透施設**』として指定します。

指定雨水貯留浸透施設

- 所有者等はあらかじめ知事と協議したうえで、雨水貯留浸透機能を備え、維持しなければなりません。
- 雨水貯留浸透機能を備えたとき・喪失したときや、所有者を変更したときは、**知事への届出**が必要となります。

〔注〕知事は、雨水貯留浸透機能が付加・維持できないときは、指定雨水貯留浸透施設の指定を解除することができます。



メモ

「雨水貯留」の治水以外のメリット

- 貯留した雨水を庭木への散水、洗車、トイレの洗浄用水、夏場の打ち水等に活用することで、**節水**につながります。
- 貯留の現象を通じて、「雨水」が天からの恵みであることを身近に感じることができ、**環境意識の向上**につながります。



庁舎等に設置した雨水タンク



（イラスト）台東区ホームページ

貯水施設の雨水貯留容量の確保（第26条～第30条）

貯水施設の管理者

- **貯水施設**（利水ダム、ため池その他雨水を貯留し、利用する目的で設置された施設）では、**あらかじめ、貯水量を減らしておく等によって、大雨に伴う雨水を貯留する容量を確保**するようにならなければなりません。

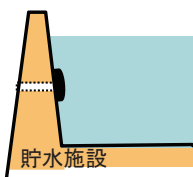
- **県** 推進計画に定めた等、雨水貯留容量の確保が必要と認める貯水施設を、あらかじめ管理者の同意を得た上で、『**指定貯水施設**』として**指定**します。

指定貯水施設

- 管理者は知事と協議した上で、適切な措置により、雨水貯留容量を確保しなければなりません。
- 雨水貯留容量の確保を休止、雨水を貯留する用途を廃止、管理者を変更したときは、**知事への届出**が必要となります。

〔注〕知事は、雨水を貯留する用途を廃止したとき等は、指定貯水施設の指定を解除することができます。

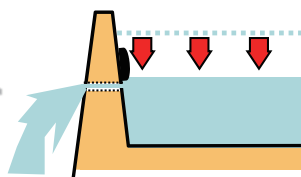
■ 平常時



貯水施設

大雨が降りそう…

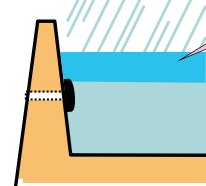
■ 大雨に備えて



事前放流等を行い、雨水貯留容量を確保

大雨

■ 大雨時



あらかじめ容量を空けておいたことにより貯留が可能

雨水を貯留



メモ

利水ダムの治水面での活用

- 利水ダムは、水力発電、かんがい、上水道等を主たる目的として造られたダムです。
- しかし、流域対策を推進する上で、水を「ためる」という点では効果が期待できる施設であり、ダム管理者等と調整・連携を図りながら、治水面での活用を図ることが重要と考えます。



メモ

ため池の「池干し」(秋冬期の水位下げ)

- 従来、多くのため池では、秋から冬にかけて水を抜き(水位を下げ)、底にたまった泥の除去や堤防・取水設備の点検等を行う「池干し」が行われてきました。
- この「池干し」(秋冬期の水位下げ)の実施期間中は、雨水貯留容量がおのずと確保されている状態であることから、台風等の大雨が降った場合は、雨水貯留にとっても役立ちます。

ポンプ施設との調整（第31条～第35条）

ポンプ施設*の管理者

- 堤防の決壊等による浸水被害が発生するおそれが生じているときは、河川へのポンプ排水を停止する等の適切な操作をするようにしなければなりません。

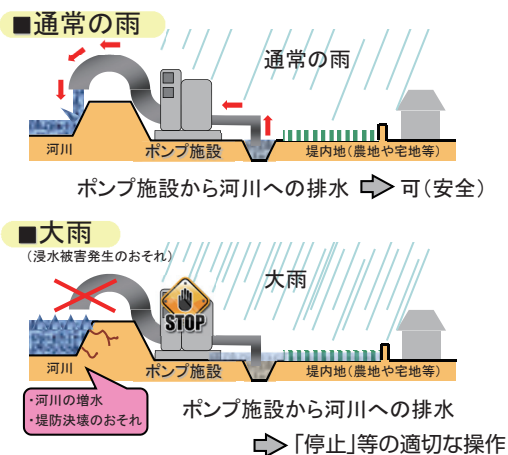
*堤内地（堤防を挟んで河川の反対側にある土地）にたまった水を河川に排水するためのポンプ施設。ただし、河川法3条2項に規定する河川管理施設であるものは除く。

- 推進計画に定めた等、適切な操作が特に必要と認めるポンプ施設を所有者等の同意を得て、所在市町長の意見を聴いた上で、『**指定ポンプ施設**』として指定します。

指定ポンプ施設

- 管理者は河川増水時の計画的な操作を行うため、『**排水計画**』を策定し、同計画に従って操作を実施しなければなりません。（計画策定には知事の同意が必要です。）
- 施設の用途廃止や管理者を変更したときは、**知事への届出**が必要となります。

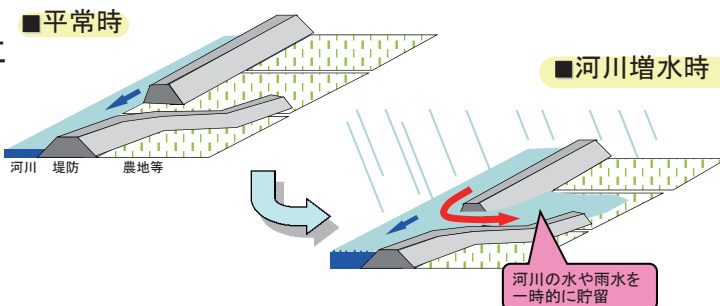
[注]知事は、用途が廃止されたときは、指定ポンプ施設の指定を解除します。



遊水機能の維持（第36条）

土地の所有者

- 雨水や河川の流水を一時的に貯留する「遊水機能」を持っている農地等の土地について、その遊水機能の維持に努めなければなりません。



森林の整備及び保全（第37条）

森林の所有者等

- 森林が持っている雨水の浸透・滞留、**県土保全の機能を確保**することを目的として、森林の整備と保全が図られるよう努めなければなりません。

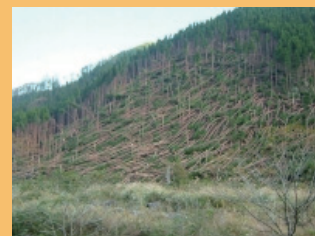
- 市町と連携して、間伐の支援、土砂流出を防止する施設の設置等の**森林の整備・保全のための施策を実施**します。

県の取組事例

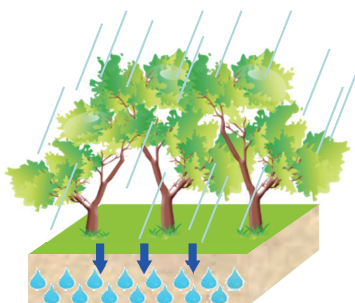
災害に強い森づくり事業（平成18年度～）

- 平成16年の台風による森林被害を教訓として、風倒木や山腹崩壊を防止するため、緊急防災林整備（土留工の設置等）等を実施。
- 事業の財源には「**県民緑税**」を活用。
- 詳しくは兵庫県のホームページをご覧ください。

(URL)http://web.pref.hyogo.jp/af15/af15_000000004.html

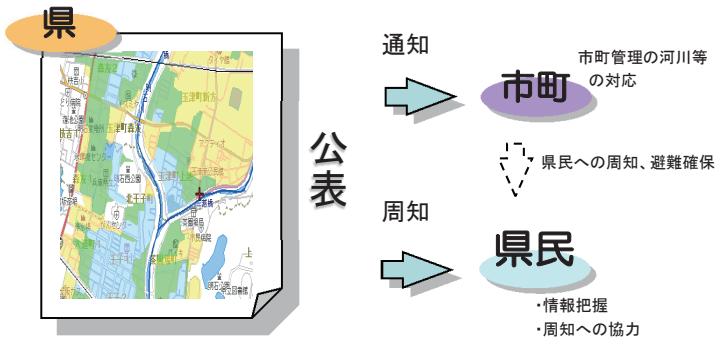


風倒木の被害



浸水が想定される区域の指定（第38条） 県民の情報の把握（第39条）

- 県**
- 大雨によって河川※が氾濫した場合に、**浸水が想定される「区域」と「水深」を公表**します。
 - 県民に周知し、関係市町に通知します。
 - 市町に対し、次のことを講ずるよう求めます。
 - 市町が管理する河川・下水道・その他の水路について、上記と同様の措置
 - 県民への周知に協力し、浸水からの円滑・迅速な避難を確保するための措置
- ※知事が管理する全ての河川。ただし、水防法10条2項、11条1項、13条1項・2項により指定された河川は除く。
- 県民**
- 情報の把握に努め、県が行う周知に協力するようしなければなりません。



大雨により浸水が想定される区域と水域



県の取組事例

兵庫県CGハザードマップ

- 災害時に県民がよりの確に行動できることを目指して、洪水等による浸水想定区域、避難時に必要な知識などの情報を、CG等を用いて表示したものを。
- 洪水(河川)については、県管理の全685河川で公開済。(スマートフォンにも対応)
- 詳しくは兵庫県のホームページをご覧ください。(URL)<http://www.hazardmap.pref.hyogo.jp/>



CGハザードマップ(ウェブ上での画面(一例))

浸水による被害の発生に係る情報の伝達（第40条）

- 県**
- 県が管理する河川・下水道の水位や雨量等の情報を市町・県民に**逐次提供**します。
 - 市町に対し、住民に避難指示を出すかどうかの判断に資する情報を提供します。
 - 市町に対し、上記の住民への情報提供に協力するよう求めます。
- 県民**
- 情報の把握、他者への伝達により、自ら・それぞれの安全の確保に努めなければなりません。



県の取組事例

兵庫県河川監視システム

- 県内の主要な河川のライブ映像をインターネット配信しています。(URL) <http://hyogo.rivercam.info/>



浸水による被害の軽減に関する学習（第41条）

- 県民** ■ 浸水被害対策の重要性を認識し、これら対策について学習するように努めなければなりません。
- 県** ■ 浸水被害と対策に関する知識を県民に普及し、学習を支援します。
 （市町にもこれらの実施を求めます。）



浸水による被害の軽減のための体制の整備（第42条）

- 県** ■ 市町と連携し、必要な資材の備蓄、避難の確保に役立つ情報の提供等を適切に行うことができる体制を整備します。

訓練の実施（第43条）

- 県** ■ 浸水被害の軽減等を目的とした訓練を行います。
 ■ 市町に対し、住民を対象とした同様の訓練を行うよう求めます。
- 県民** ■ 訓練の参加に努めなければなりません。



建物等の耐水機能（第44条～第48条）

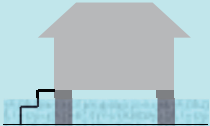
建物・工作物の所有者や
工事をする者

- 敷地の地形や浸水想定区域図等から浸水が見込まれる場合は、建物や工作物に『耐水機能』を備え、その機能を維持するようしなければなりません。

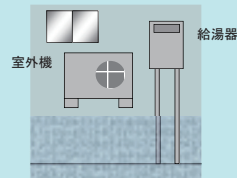


「耐水機能」の主な例

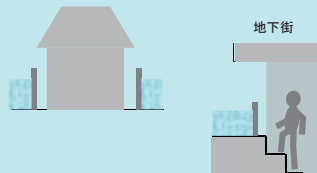
建物等の高床化



電気設備等の高所設置



遮水壁・板の設置



その他
 ・敷地の嵩上げ（盛土）
 ・防水性の高い外構材・外壁 等

- 県** ■ 推進計画に定めた等、防災の拠点等、減災対策に特に必要と認める建物等を所有者等の同意を得た上で、『指定耐水施設』として指定します。

指定耐水施設

- 所有者等は付加する耐水機能について、あらかじめ知事と協議した上で、耐水機能を備え、その機能を維持しなければなりません。
- 耐水機能を備えたとき・喪失したときや、所有者を変更したときは、知事への届出が必要となります。

集落の浸水による被害の防止（第49条）

県 ■ 集落の浸水被害を防止するため、次の事業を実施することができます。

- ・二線堤または輪中堤を設置する事業
- ・集落の地盤を周囲の土地よりも高くする事業

市町 ■ 県が実施する上記の事業に協力し、単独または県と共同で同様の事業を行うよう努めるものとします。

県民 ■ 県や市町が実施する上記の事業に協力するようしなければなりません。

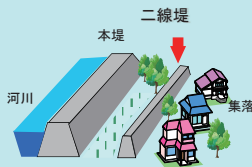


メモ

「二線堤」と「輪中堤」

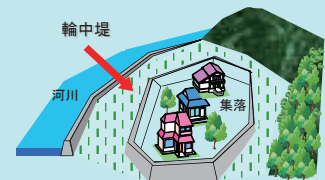
二線堤

河川堤防（本堤）とは別に帯状に設ける堤防。控え堤、二番堤ともいわれている。



輪中堤

集落を囲むようにして設ける堤防。



浸水による被害からの早期の生活の再建（第50条）

県民 ■ 浸水被害から早期に自立した生活を再建するため、共済制度や損害保険への加入・契約等を通じて、生活基盤の回復に備えるように努めなければなりません。

県の取組事例

フェニックス共済（兵庫県住宅再建共済制度）

- 阪神・淡路大震災を契機として、貯蓄・地震保険などの「自助」や、公的支援（「公助」）の限界を埋める、新しい「共助」（住宅所有者間の相互扶助による住宅再建支援の仕組みとして県が創設。（H17～）
- 年額5千円の負担で、最大600万円（住宅再建）を給付。
- 洪水、豪雨の他地震、高潮、津波等あらゆる自然災害が対象。
- 詳しくは兵庫県のホームページをご覧ください。
(URL) <http://web.pref.hyogo.lg.jp/wd34/phoenixkyosai.html>



メモ

「～するようにしなければならない。」の表現

- 条例中の規定に、「所有者は～設置するようにしなければならない。」等、「～するようにしなければならない。」という末尾表現を用いているものがあります。（第10条、第17条、第21条各項、第26条、第31条、第39条第2項、第44条、第49条第3項）
- これは、「～する」ことを義務付けた〈義務規定〉ではなく、「～する」行為の実施に向けて努めることを求めた〈努力義務規定〉です。

県民相互の連携（第51条）

県民 ■ 相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行い、活動団体を組織して相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努めるものとします。

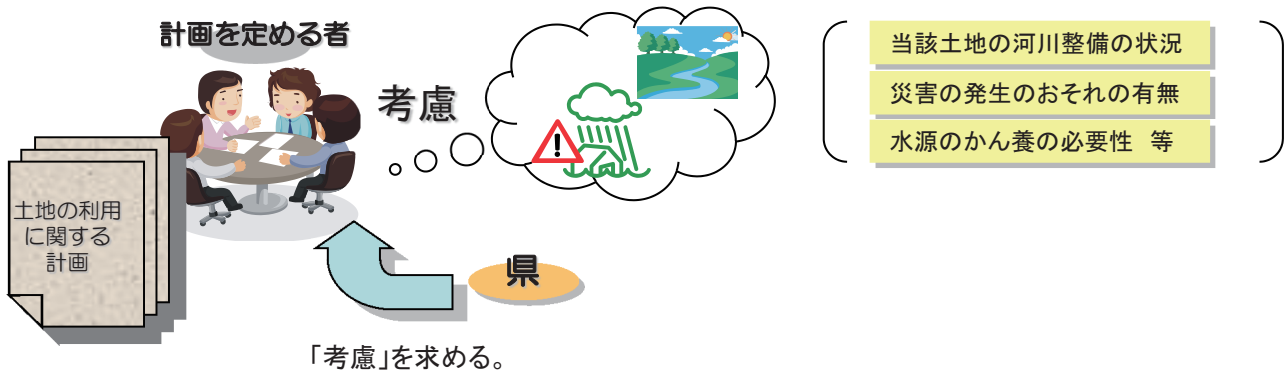
県 ■ 県民相互・団体相互の連携に資する施策を行うものとします。



県民連携による「手作りハザードマップ」作成の様子
(県、市町から作成指導、費用助成等の支援)

土地利用計画策定者との連携（第52条）

県 ■ 土地の利用に関する計画※を定める者に対し、計画を定める場合、次のことを考慮するよう求めます。
※都市計画法4条1項に規定する都市計画其他法令の規定による土地の利用に関する計画



河川管理者との連携（第53条）

➡ 第8条(河川の整備及び維持)参照

下水道管理者との連携（第54条）

➡ 第9条(下水道の整備及び維持)参照

雑則（第55条～第57条）

- 第55条(立入検査) ➡ 第10条～第20条(調整池の設置及び保全)参照
- 第56条(条例の適用除外)
- 第57条(委任)

罰則（第58条～第61条）

➡ 第10条～第20条(調整池の設置及び保全)参照

施行年月日

平成24年4月1日

（重要調整池に関する規定(第11条～第16条、第55条及び第8章)の施行年月日は 平成25年4月1日）

総合治水条例（本文）

目次（略）

前文（略 ※1ページ左下に記載）

◆第1章 総則

（定義）

- 第1条 この条例において「河川下水道対策」とは、降雨による浸水の発生を防ぐため、河川及び下水道により、雨水を海域まで流下させることをいう。
- 2 この条例において「流域対策」とは、降雨による浸水の発生を減少させるため、流域（分水界によって囲まれた区域をいう。以下同じ。）内において雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させることをいう。
- 3 この条例において「減災対策」とは、降雨による浸水が発生した場合においても、浸水による被害を軽減させるため、あらかじめ適切に浸水の発生に備えることをいう。

（基本理念）

- 第2条 総合治水は、河川下水道対策、流域対策及び減災対策を組み合わせることにより、降雨による浸水の発生を抑制し、浸水による被害を軽減することを旨として、県、市町及び県民が相互に連携を図りながら協働して推進されなければならない。
- 2 前項の総合治水を推進するに当たっては、環境の保全と創造に配慮しなければならない。

（県の責務）

- 第3条 県は、前条各項に定める総合治水の基本理念（以下「基本理念」という。）にのっとり、総合治水に関する総合的かつ計画的な施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 県は、前項の施策の実施に当たっては、国及び市町と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。

（市町の責務）

- 第4条 市町は、基本理念にのっとり、その区域の特性を生かした総合治水に関する施策を策定し、及び実施するものとする。
- 2 市町は、前項の施策の実施に当たっては、国及び県と連携し、当該施策を効果的に実施するものとする。

（県民の責務）

- 第5条 県民は、基本理念にのっとり、一人ひとりが雨水の河川等への流出を抑制し、適切に浸水の発生に備えるようにするものとする。
- 2 県民は、国、県及び市町が実施する総合治水に関する施策に協力するものとする。

◆第2章 地域総合治水推進計画

（地域総合治水推進計画）

- 第6条 県は、基本理念にのっとり、総合治水に関する施策の計画的な推進を図るため、流域を基本とし、県民生活並びに産業及び地域の特性を考慮して、知事が別に定める地域（以下「計画地域」という。）ごとに総合治水の推進に関する計画（以下「地域総合治水推進計画」という。）を定めなければならない。
- 2 地域総合治水推進計画は、計画地域における次に掲げる事項について定める。

- (1) 総合治水の基本的な目標に関する事項
- (2) 総合治水の推進に関する基本的な方針
- (3) ダム、堤防、管渠(きよ)等の整備に係る事項その他の河川下水道対策に関する事項
- (4) 調整池、雨水を貯留し浸透させる機能を備えるべき施設、貯水施設及びポンプ施設に係る事項その他の流域対策に関する事項
- (5) 耐水機能を備えるべき施設に係る事項その他の減災対策に関する事項
- (6) 環境の保全と創造への配慮に関する事項
- (7) その他総合治水を推進するに当たって必要な事項

（総合治水推進協議会）

- 第7条 知事は、地域総合治水推進計画を策定するに当たっては、計画地域ごとの総合治水推進協議会（以下「協議会」という。）において、広く県民から意見を聴くものとする。
- 2 協議会は、計画地域をその管轄区域に含む市町の長、関係行政機関の職員、計画地域の住民その他の知事が指名する者により構成する。

◆第3章 河川下水道対策◆◆

（河川の整備及び維持）

- 第8条 知事は、その管理する河川について、次に掲げるところにより河川の整備及び維持を行うものとする。

- (1) ダムの設置、河道の拡幅、堤防の設置、河床の掘削等の対策を、計画的に、かつ、効果的に組み合わせて行うこと。
- (2) 大雨が予想される場合において操作規則に基づきダムから放流を行うこと等のダムその他の河川法（昭和39年法律第167号）第3条第2項に規定する河川管理施設の適正な管理を行うこと。
- (3) 河川内の樹木、土砂等の流水の妨げとなる物の撤去等を行うこと。
- (4) 降雨による氾濫により過去に著しい浸水による被害が発生した河川にあっては、同様の降雨があったときにおいても浸水による被害が軽減できるよう、河道の拡幅、堤防の補強を行うこと。
- (5) 流水を下流させる能力が下流に比べて著しく低い箇所がある河川にあっては、当該能力を向上させるため、河床の掘削等を行うこと。
- 2 知事は、前項の河川の整備及び維持に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するものとする。
- (1) 貴重な動植物の生息環境又は生育環境の保全に努めること。
- (2) 流域の歴史及び文化への配慮に努めること。
- (3) 景観との調和に努め、県民が河川に親しむ空間の確保に努めること。

（下水道の整備及び維持）

- 第9条 県は、流域下水道（下水道法（昭和33年法律第79号）第2条第4号の流域下水道をいう。）に係る管渠(きよ)、ポンプ施設等の整備及び維持を行うものとする。

◆第4章 流域対策◆◆

◆第1節 調整池の設置及び保全

（開発行為に伴う調整池の設置）

- 第10条 土地の形質を変更する行為（以下「開発行為」という。）をしようとする者は、規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であつて、その可能性を低減するために必要かつ相当な機能を有するものを設置するものとする。

（重要調整池の設置）

- 第11条 規模が1ヘクタール以上の開発行為（規則で定める開発行為を除く。）であつて、前条の規則で定める基準に照らし、当該開発行為をしようとする土地の現に有する浸水による被害の防止の機能からみて、当該開発行為により当該機能に依存する地域において浸水による被害を発生させる可能性が高まると認められる場合には、雨水を一時的に貯留し、雨水の流出を抑制する調整池であつて、次に掲げる事項を事前に届けなければならない。

- (1) 氏名及び住所並びに法人にあっては、その代表者の氏名
- (2) 開発行為を行う土地の所在地
- (3) 開発行為の目的
- (4) 開発行為を行う土地の利用の現況及び開発行為を行った後の土地の利用の状況
- (5) 前条の規則で定める基準に照らし想定される雨水が流出する量の変化
- (6) 調整池の設置に関する計画
- (7) 前各号に掲げるもののほか、規則で定める事項
- 2 前項の開発行為をする者（以下「開発者」という。）は、規則で定める技術的基準に適合する調整池（以下「重要調整池」という。）を設置しなければならない。

（開発者への措置命令）

- 第12条 知事は、前条第2項に違反して、調整池を設置しない開発者に対し、期限を定めて、重要調整池の設置を命ずることができる。
- 2 知事は、開発者が設置する調整池が、前条第2項の技術的基準に適合しないとき、当該開発者に対し、当該調整池を当該技術的基準に適合させるために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（重要調整池の設置の完了の届出等）

- 第13条 開発者は、調整池の設置に係る工事が完了したときは、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。
- 2 知事は、調整池の設置について検査を行い、第11条第2項の技術的基準に適合すると認めるときは、その旨を告示するものとする。

（重要調整池の所有者等の義務）

- 第14条 重要調整池の所有者（所有者以外に当該重要調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「重要調整池の所有者等」という。）は、その重要調整池の機能を維持するため、適正な管理を行わなければならない。
- 2 重要調整池について、前項の機能が失われたときは、重要調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

- 3 重要調整池の所有者等が変更したときは、新たに重要調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

（重要調整池の所有者等に対する措置命令）

- 第15条 知事は、前条第1項の重要調整池の所有者等が同項の規定に違反して適正な管理を怠ったときは、同項の重要調整池の所有者等に対し、重要調整池に堆積した土砂等の撤去その他重要調整池の機能を維持するために必要な措置を講ずべきことを命ずることができる。

（重要調整池の所有者等の義務の免除）

- 第16条 知事は、浸水による被害を発生させるおそれが減少し、又は公益上の理由が認められる場合には、第14条第1項の義務を免除することができる。
- 2 前項の規定による義務の免除は、その旨を告示してする。

（重要調整池以外の調整池の管理）

- 第17条 重要調整池以外の調整池の所有者（所有者以外に当該調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）は、その調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、適正な管理をするようにしなければならない。

（指定調整池の指定）

- 第18条 知事は、重要調整池以外の調整池であつて、計画地域における流域対策において、雨水の流出を抑制する機能の維持が特に必要と認める調整池を指定調整池として指定することができる。

- 2 知事は、指定調整池を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者の同意を得るものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

（指定調整池の所有者等の義務）

- 第19条 指定調整池の所有者（所有者以外に当該指定調整池の管理について権原を有する者があるときは、当該権原を有する者）（以下「指定調整池の所有者等」という。）は、前条第1項の指定の際、現に当該指定調整池が有する雨水の流出を抑制する機能を維持するため、指定調整池について適正な管理を行わなければならない。

- 2 指定調整池について、前項の機能が失われたときは、指定調整池の所有者等は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。
- 3 指定調整池の所有者等が変更したときは、新たに指定調整池の所有者等となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

（指定の解除）

- 第20条 知事は、公益上の理由その他特別の理由があるときは、指定調整池の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

◆第2節 土地等の雨水貯留浸透機能

（土地等の雨水貯留浸透機能）

- 第21条 校庭、公園、駐車場その他の広い土地を利用した施設の所有者又は工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらずに自らその工事をする者（以下この節において「所有者等」という。）は、その四方に雨水を貯留するための壁を設置すること、雨水を浸透させる舗装を施すことその他の雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる措置を講ずることにより、これらの施設に雨水貯留浸透機能（雨水を一時的に貯留し、又は地下に浸透させる機能をいう。以下同じ。）を備えるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するものとする。

- 2 庁舎、病院、体育館その他の大規模な建物又は工作物の所有者等は、その敷地又は地下に雨水を貯留する設備を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物又は工作物の雨水貯留浸透機能を維持するものとする。

- 3 住宅、店舗その他の小規模な建物又は工作物の所有者等は、雨水の簡易な貯水槽を設置すること等により、これらの建物又は工作物に雨水貯留浸透機能を備えるとともに、これらの建物又は工作物の雨水貯留浸透機能を維持するものとする。

- 4 水田、ため池その他の雨水貯留浸透機能を現に有する施設の所有者は、水田に堰(せき)板を設置すること、ため池の堤を高くすること等により、これらの施設の雨水貯留浸透機能を高めるとともに、これらの施設の雨水貯留浸透機能を維持するものとする。

（指定雨水貯留浸透施設の指定）

- 第22条 知事は、前条各項に規定する施設に係る土地又は建物若しくは工作物（建物又は工作物に関する工事に伴う新たに建築する建物又は工作物を含む。以下「土地等」という。）に雨水貯留浸透機能を備え、又は維持することが計画地域における流域対策に特に必要と認める場合には、当該土地等を指定雨水貯留浸透施設として指定することができる。

- 2 知事は、指定雨水貯留浸透施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

（指定雨水貯留浸透施設の所有者等の義務）

- 第23条 指定雨水貯留浸透施設の所有者等は、その指定雨水貯留浸透施設に対し、雨水貯留浸透機能を備えるとともに、その雨水貯留浸透機能を維持しなければならない。
- 2 前項の規定により、指定雨水貯留浸透施設に雨水貯留浸透機能を備えようとする者は、その備える雨水貯留浸透機能について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

（指定雨水貯留浸透施設の所有者等の届出）

- 第24条 前条第1項に規定する者が同項の規定により新たに雨水貯留浸透機能を備えたときは、当該者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

- 2 指定雨水貯留浸透施設の雨水貯留浸透機能が失われたときは、当該指定雨水貯留浸透施設の所有者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。
- 3 指定雨水貯留浸透施設の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

（指定の解除）

- 第25条 知事は、指定雨水貯留浸透施設に関する工事の中止その他の雨水貯留浸透機能を備え、又は維持できない正当な理由があるときは、指定雨水貯留浸透施設の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

◆第3節 貯水施設の雨水貯留容量の確保

（貯水施設による雨水貯留容量の確保）

- 第26条 利水ダム、ため池その他の雨水を貯留し、利用する目的で設置された貯水施設の管理者は、雨水を貯留するに当たっては、あらかじめその貯水量を減じる等の適切な措置により、大雨に伴う雨水を貯留する容量（以下「雨水貯留容量」という。）を確保するものとする。

（指定貯水施設の指定）

- 第27条 知事は、前条の適切な措置を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認める貯水施設を指定貯水施設として指定することができる。

- 2 知事は、指定貯水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

（指定貯水施設の管理者の義務）

- 第28条 指定貯水施設の管理者は、第26条に規定する適切な措置により、雨水貯留容量を確保しなければならない。
- 2 前項の規定により、指定貯水施設において適切な措置を行おうとする者は、その行う適切な措置について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

（指定貯水施設の管理者の届出）

- 第29条 指定貯水施設の雨水貯留容量の確保を休止し、又は雨水を貯留する用途を廃止するときは、その管理者は、あらかじめ、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

- 2 指定貯水施設の管理者が変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届けなければならない。

（指定の解除）

- 第30条 知事は、雨水を貯留する用途の廃止その他その雨水貯留容量を確保することができない正当な理由があるときは、指定貯水施設の指定を解除することができる。

◆第4節 ポンプ施設との調整

（ポンプ施設の管理者の義務）

- 第31条 堤内地にたまった水を河川に排水するためのポンプ施設（河川法第3条第2項に規定する河川管理施設であるものを除く。以下この節において単に「ポンプ施設」という。）の管理者は、当該河川が増水し、堤防の決壊等による浸水による被害が発生するおそれが生じている場合においては、当該河川への排水を行わない等のポンプ施設の適切な操作をするものとする。

総合治水条例（本文）

（指定ポンプ施設の指定）

- 第32条** 知事は、前条の適切な操作を行うことが計画地域における流域対策に特に必要と認めるときは、指定ポンプ施設を指定ポンプ施設として指定することができる。
- 2 知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その管理者の同意を得るものとする。
- 3 知事は、指定ポンプ施設を指定しようとするときは、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

（指定ポンプ施設の排水計画の策定）

- 第33条** 指定ポンプ施設の管理者は、当該指定ポンプ施設が排水する河川が増水している場合における当該指定ポンプ施設の計画的な操作を行うため、河川の水位に応じた適切なポンプ施設の操作を定めた計画（以下「排水計画」という。）を策定しなければならない。
- 2 指定ポンプ施設の管理者は、排水計画の策定に当たっては、あらかじめ、知事と協議し、その同意を得なければならない。
- 3 知事は、前項の同意をするに当たっては、あらかじめ、当該指定ポンプ施設をその区域に含む市町の長の意見を聴くものとする。

（指定ポンプ施設の管理者の義務）

- 第34条** 指定ポンプ施設の管理者は、排水計画に従って、指定ポンプ施設の操作を行わなければならない。
- 2 指定ポンプ施設の用途を廃止したときは、その管理者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 指定ポンプ施設の管理者が変更したときは、新たに管理者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（指定の解除）

- 第35条** 知事は、指定ポンプ施設について、その用途が廃止されたときは、その指定を解除するものとする。

◆第5節 遊水機能の維持

- 第36条** 河川の増水に伴って浸水が生じることにより河川の流水及び雨水を一時的に貯留する機能（以下「遊水機能」という。）を現に有する農地等の土地の所有者は、その土地の遊水機能の維持に努めなければならない。

◆第6節 森林の整備及び保全

- 第37条** 森林の所有者又は森林を使用収益する権原を有する者は、森林の有する雨水の浸透及び滞留の機能並びに県土の保全の機能が確保されることを旨として、その森林の整備及び保全を図るようにしなければならない。
- 2 県は、市町と連携し、間伐に対する支援、土砂の流出を防止する施設の設置等の森林の整備及び保全に関する施策を講ずるものとする。

◆◆第5章 減災対策◆◆

◆第1節 浸水に関する情報

（浸水が想定される区域の指定）

- 第38条** 知事は、河川（河川法第9条第2項、第10条第1項及び第11条第1項の規定に基づき知事が管理する河川のうち、水防法（昭和24年法律第193号）第10条第2項、第11条第1項又は第13条第1項若しくは第2項の規定により指定された河川を除く。）について、浸水による被害の軽減を図るため、規則で定めるところにより、降雨により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を指定するものとする。
- 2 前項の規定による指定は、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を明らかにしてするものとする。
- 3 知事は、第1項の規定による指定をしたときは、指定の区域及び浸水した場合に想定される水深を公表し、県民に周知するとともに、関係市町の長に通知しなければならない。
- 4 前2項の規定は、第1項の規定による指定の変更について準用する。
- 5 知事は、市町の長に対し、その所管する河川、下水道その他の水路について前各項の規定による措置と同様の措置を講ずるとともに、第3項の県民への周知に協力し、浸水からの円滑かつ迅速な避難を確保するための措置を講ずるよう求めるものとする。

（県民の情報の把握）

- 第39条** 県民は、国、県及び市町が公表した浸水が想定される区域に関する情報を把握するよう努めなければならない。
- 2 県民は、前条第3項の周知に協力するようしなければならない。

（浸水による被害の発生に係る情報の伝達）

- 第40条** 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための市町による活動を円滑に進められるよう、水防法の規定に基づくもののほか、管理する河川及び下水道についての水位、雨量等の情報を市町及び県民に逐次提供するとともに、避難の指示等についての判断に資する情報を市町に提供するものとする。
- 2 県は、市町に対し、前項の水位、雨量等の情報の県民への提供に協力するよう求めるものとする。
- 3 県民は、国、県及び市町が提供する浸水による被害及び避難に関する情報を把握し、他の県民にそれらの情報を伝え、自ら及びそれぞれの安全を確保するよう努めなければならない。

（浸水による被害の軽減に関する学習）

- 第41条** 県民は、浸水による被害の軽減を図るためには、県民一人ひとりが浸水による被害を軽減する適切な対策を講ずることが重要であることを認識し、自ら浸水による被害及びこれに対する適切な対策について学習するように努めなければならない。
- 2 県は、浸水による被害及びこれに対する適切な対策に関する知識を県民に対し普及し、その学習を支援するとともに、市町に対し、同様の施策を講ずるよう求めるものとする。

◆第2節 浸水による被害の軽減のための体制の整備

（浸水による被害の軽減のための体制の整備）

- 第42条** 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するため、市町と連携し、第40条第1項の情報の提供等を適切に行うことができる体制の整備を行うものとする。

（訓練の実施）

- 第43条** 県は、浸水を警戒し、防御し、及びこれによる被害を軽減するための訓練を行うとともに、市町に対し、単独で又は県と連携して、住民を対象とした同様の訓練を行うよう求めるものとする。
- 2 県民は、前項の訓練に参加するよう努めなければならない。

◆第3節 建物等の耐水機能

（建物等の耐水機能）

- 第44条** 建物又は工作物の所有者又は建物若しくは工作物に関する工事の請負契約の注文者若しくは請負契約によらないで自らその工事をする者（以下この節において「所有者等」という。）は、敷地の地形、第39条第1項の情報その他の事情に照らして浸水が見込まれるときは、建物又は工作物（建物又は工作物に関する工事により新たに建築する建物又は工作物を含む。以下「建物等」という。）の床を高くし、建物等の機能の維持に重要な電気設備等を高所に設置し、地階への雨水の流入を防ぐ浸水による被害を軽減する耐水機能を建物等に備え、その耐水機能を維持するようしなければならない。

（指定耐水施設の指定）

- 第45条** 知事は、計画地域における防災の拠点としての用途を有する建物等その他の当該計画地域において浸水が生じた場合においてその用途を維持するために、耐水機能を備えることが計画地域における減災対策に特に必要と認めるときは、建物等を指定耐水施設として指定することができる。
- 2 知事は、指定耐水施設を指定しようとするときは、あらかじめ、その所有者等の同意を得るものとする。
- 3 第1項の規定による指定は、その旨を告示してする。

（指定耐水施設の所有者等の義務）

- 第46条** 指定耐水施設の所有者等は、その指定耐水施設に対し、耐水機能を備え、その耐水機能を維持しなければならない。
- 2 前項の規定により、指定耐水施設に耐水機能を備えようとする者は、その備える耐水機能について、あらかじめ、知事と協議しなければならない。

（指定耐水施設の所有者等の届出）

- 第47条** 前条に規定する者が同条の規定により新たに耐水機能を備えたときは、当該者は、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 2 指定耐水施設の耐水機能が失われたときは、当該指定耐水施設の所有者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。
- 3 指定耐水施設の所有者が変更したときは、新たに所有者となった者は、遅滞なく、規則で定めるところにより、その旨を知事に届け出なければならない。

（指定の解除）

- 第48条** 知事は、指定耐水施設に関する工事の中止その他の耐水機能を備え、又は維持できない正当な理由があるときは、指定耐水施設の指定を解除することができる。
- 2 前項の規定による解除は、その旨を告示してする。

（集落の浸水による被害の防止）

- 第49条** 県は、集落の浸水による被害を防止するため、二線堤又は輪中堤（河川法第3条第2項の河川管理施設である堤防とは別に同法第6条第1項の河川区域及び同法第54条第1項の河川保全区域以外の土地に帯状に設ける堤防又は集落を囲んで設ける堤防をいう。）を設置する事業をし、又は集落の地盤を周囲の土地よりも高くする事業をすることができる。
- 2 市町は、その区域内の集落の浸水の被害を防止するため、県が実施する前項の事業に協力するとともに、単独で又は県と共同で同項の事業と同様の事業を行うよう努めるものとする。
- 3 県民は、前2項の事業に協力するようしなければならない。

第4節 浸水による被害からの早期の生活の再建

（浸水による被害からの早期の生活の再建への備え）

- 第50条** 県民は、浸水による被害を受けた場合に早期に自立した生活を再建するため、兵庫県住宅再建共済制度条例（平成17年兵庫条例第41号）第3条第1項に基づき県が実施する共済制度等への加入、損害保険契約（水害に伴う偶然の事故によって生ずることのある損害を填補することを約する契約をいう。）の締結等を通じ、生活基盤の回復に備えるよう努めなければならない。

◆◆第6章 県民相互及び他の行政機関との連携

（県民相互の連携）

- 第51条** 県民は、相互に連携して総合治水に資する自主的な活動を行い、その活動を行う団体を組織し相互に連携させる等の方法により、協働による総合治水に取り組むよう努めるものとする。

- 2 県は、前項の県民相互又は団体相互の連携に資する施策を行うものとする。

（土地利用計画策定者との連携）

- 第52条** 都市計画法（昭和43年法律第100号）第4条第1項に規定する都市計画その他法令の規定による土地利用に関する計画を定める者は、総合治水を推進する県と連携して、当該土地利用に関する計画を定めるものとする。

- 2 知事は、前項の者に対し、同項の土地利用に関する計画を定めるに当たっては、当該土地の河川の整備の状況、災害の発生のおそれの有無、水源の涵（かん）養の必要性等を考慮するよう求めるものとする。

（河川管理者との連携）

- 第53条** 河川法第7条の知事以外の河川管理者及び同法第100条第1項の準用河川を管理する市町長は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する河川及び準用河川の整備及び維持を行うものとする。

- 2 知事は、河川法第7条の知事以外の河川管理者に対し、その管理する河川の整備及び維持に当たっては、第8条第1項に規定するところにより行い、同条第2項各号に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。
- 3 知事は、河川法第100条第1項の準用河川を管理する市町長に対し、その管理する準用河川の整備及び維持に当たっては、第8条第1項に規定するところにより行い、同条第2項各号に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。

（下水道管理者との連携）

- 第54条** 下水道法第3条第1項又は第26条第1項の規定に基づき公共下水道又は都市下水道を管理する市町は、総合治水を推進する県と連携して、その管理する公共下水道又は都市下水道の整備及び維持を行うものとする。

- 2 知事は、前項の市町に対し、公共下水道又は都市下水道の整備及び維持に当たっては、次に掲げる事項に特に留意するよう求めるものとする。
- (1) 雨水を排水するための管渠（きよ）、ポンプ施設、雨水を貯留するための設備等を効果的に組み合わせること。
- (2) 浸水による被害の発生の状況等を勘案して必要な地域に重点的に行うこと。

◆◆第7章 雑則

（立入検査）

- 第55条** 知事は、第11条から第15条までの規定の施行に必要な限度において、当該職員に、開発行為の対象である土地、重要調整池その他の場所に立ち入り、開発行為をしようとする者、重要調整池の所有者等その他の者の帳簿書類その他の物件を検査させ、又は関係者に質問をさせることができる。
- 2 当該職員は、前項の規定により立入検査をするときは、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。
- 3 第1項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解してはならない。

（条例の適用除外）

- 第56条** 第4章第1節から第4節まで及び第44条から第48条までの規定と同等以上の内容を規定する条例を制定している規則で定める市町の区域におけるこれらの規定の適用については、規則で定める。

（補則）

- 第57条** この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

◆◆第8章 罰則

（罰則）

- 第58条** 第12条第1項若しくは第2項又は第15条の規定による命令に違反した者は、1年以下の懲役又は50万円以下の罰金に処する。

- 第59条** 次の各号のいずれかに該当する者は、30万円以下の罰金に処する。

- (1) 第11条第1項の規定による届出について虚偽の届出をした者
- (2) 第55条第1項の規定による質問に対して虚偽の陳述をした者

- 第60条** 第11条第1項の規定による届出をしなかった者又は第55条第1項の規定による立入検査を拒み、妨げ、忌避し、若しくは質問に対して陳述しない者は、20万円以下の罰金に処する。

（罰則規定）

- 第61条** 法人の代表者又は法人若しくは人の代理人、使用人その他の従業者が、その法人又は人の業務に関して前3条の違反行為をしたときは、行為者を罰するほか、その法人又は人に対しても、各本条の罰金刑を科する。

附 則

（施行期日）

- 1 この条例は、平成24年4月1日から施行する。ただし、第11条から第16条まで、第55条及び第8章の規定は、平成25年4月1日から施行する。

（経過措置）

- 2 前項ただし書に定める日前において、開発行為を行うにつき法令上の許可又は認可を必要とする者が当該許可又は認可を求めた申請を行った場合における当該申請に係る開発行為については、第11条及び第12条の規定は、適用しない。

兵庫県 県土整備部 土木局 総合治水課

お問い合わせ

TEL. 078(362)9265 FAX. 078(362)3942

E-mail. chisui@pref.hyogo.lg.jp

HP. <http://web.pref.hyogo.lg.jp/ks13/sougouchisui-jyorei.html>